
令和4年大和町議会3月定例会議会議録

令和4年3月3日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 兼 議 事 席 長 係 務 長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人	主 事	浅 野 真 琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番堀籠日出子さん及び15番馬場久雄君を指名します。

日程第 2「議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算」

日程第 3「議案第29号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第30号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5「議案第31号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第32号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第33号 令和4年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 8「議案第34号 令和4年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9「議案第35号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第36号 令和4年度大和町下水道事業会計予算」

日程第11「議案第37号 令和4年度大和町水道事業会計予算」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第28号 令和4年度大和町一般会計予算から日程第11、議案第37号 令和4年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の82ページをお願いいたします。

9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費は、教育委員会運営に係る経費でございます。

1節並びに8節は、教育委員4名の報酬及び費用弁償等でございます。9節は、教育長交際費でございます。10節は、事務用消耗品、コピー代及び参考書籍購読料でございます。13節は、教育委員研修会の際の有料道路通行料でございます。18節は、仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対する負担金でございます。

続きまして、2目事務局費でございます。教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、志まなび塾事業及び子どもの心のケアハウス事業に要する経費の計上でございます。

1節は、教育支援委員会委員2名、いじめ問題対策連絡協議会等委員13名、会計年度任用職員の教育相談員2名及び子どもの心のケアハウス職員5名の報酬でございます。

83ページになります。

3節及び4節は、会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心ケアハウス職員の期末手当と社会保険料等でございます。7節は、教職員の各種研修会「夢と希望と志を語る会」及び志まなび塾の講師謝礼であります。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。8節の費用弁償は、教育支援委員会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員に対するもの。普通旅費は教育長が出席します各種会議等の旅費、職員の事業旅費、特別旅費は志まなび塾の参加者旅費、会計年度任用職員の教育相談員、子どもの心のケアハウス職員の通勤手当でございます。10節の消耗品費は、コピー代等一般事務用品、ICT機器消耗品などでございます。燃料費は、公用車ガソリン代。食糧費につきましては、就学時健診従事者昼食代及び志まなび塾の参加者食事代などでございます。印刷製本費は、町の学校教育について紹介する冊子「大和町の学校教育」、志まなび塾研修報告書及び家庭学習の手引などに要するものでございます。光熱水費は子どもの心のケアハウスの電気料及び水道料、修繕料は公用車修理代及び小・中学校ICT機器等に要するものでございます。11節の通信運搬

費は、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料など。手数料は、自動検査用器具点検料、授業支援システム導入などに要するもの。保険料は、公用車自動車損害保険、学習用タブレット端末保険及び志まなび塾研修時の傷害保険などを計上いたしております。12節は、標準学力調査等に係るもの、土曜学習まほろば塾、こころのプロジェクト「ユメセン」事業、外国語指導助手業務、学校教育用コンピューター等保守点検、GIGAスクールサポーター業務及び新型コロナウイルス感染確認時の教育施設消毒作業の委託料でございます。13節の会場借上料は志まなび塾視察先での会議室に係るもの、機械借上料はデジタル教科書、教職員用パソコン、小・中学校ネットワークセキュリティ機器、モバイルWi-Fi、タブレットドリル、子どもの心のケアハウスのパソコン及び印刷機等の賃借料、車借上料は夢と希望と志を語る会の児童・生徒輸送用バス、志まなび塾視察研修時のバス・タクシー、子どもの心のケアハウス用車両に係るものでございます。

84ページをお願いいたします。

有料道路通行料、駐車場使用料は、志まなび塾研修及び教育関係会議時の利用に係るものでございます。入場料は、志まなび塾の際の施設入館料でございます。17節の庁用器具費は、補充用の小・中学校教職用パソコン及び大型モニターの購入費でございます。18節の負担金は、富谷・黒川地区中学校体育連盟に対します負担金ほか4団体に対するものでございます。24節は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積立てでございます。

次に、2項1目学校管理費でございます。小学校6校の施設維持管理及び児童、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

1節は、学校医16名、薬剤師6名に対します報酬でございます。7節の報償金は、林間教育サポーター、各小学校の環境整備の作業員及び体育館巡視員等に要するもの、賞賜金は運動会賞品及び卒業記念品代に要するものでございます。8節は、プール監視員に対する費用弁償でございます。10節の主なものとしては、小学校6校に要します消耗品費、小学校施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は、施設備品修繕でございます。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料はプール水質検査料、ピアノ調律・クリーニング代など、火災保険料及び保険料は施設等に係るものでございます。

85ページになります。

12節は、児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員8名、施設管理

費等の業務及び学校警備委託に係るものでございます。13節は、鶴巣小学校通路の土地借上料、印刷機械借上料、陸上記録会、林間教室等の児童輸送のほか、難波地区児童輸送に係ります車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節の学校用備品は、小学校6校の学校管理用備品の計上でございます。18節は、日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下における児童の災害共済負担金ほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。小学校6校の教育振興に係る経費、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に要する経費でございます。

1節は、会計年度任用職員の学習支援員18名及び学校図書支援員6名を配置する経費についての計上でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の学校支援員及び学校図書支援員の期末手当と社会保険料でございます。7節は、スクールソーシャルワーカー2名の報奨金でございます。8節は、スクールソーシャルワーカーの費用弁償、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は、小学校6校の消耗品及び教材備品の修繕料でございます。11節は、小学校における不要試薬廃棄手数料及びスクールソーシャルワーカーの損害保険料でございます。13節は、たいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料でございます。17節は、授業に用います一般教材及び学校図書購入に要します経費についての計上でございます。

86ページをお願いいたします。

18節は、4キロメートル以上を対象とする遠距離通学児童24名への交付金及び学校・地域共学推進事業として各学校に交付するものでございます。19節は、要保護及び準要保護並びに特別支援員、児童に対する学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費でございます。小学校施設の維持管理に要する経費でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品として一般消耗品、砂、砕石代、修繕料として学校施設の小破修繕料でございます。11節は、小学校における不要物品等の廃棄処理に係る手数料でございます。12節は、校地内維持管理業務、小学校施設の非構造部材耐震調査業務、消防施設、自家用電機工作物、小荷物専用昇降機、FF暖房機及び空調設備の保守点検などの業務委託料でございます。13節は、AEDの借上料でございます。14節は、吉岡小学校受水槽、給水管修繕、宮床小学校2階天井修繕、吉田小学校の校舎等LED照明設備、トイレ洋式化及び屋上防水改修、鶴巣小学校屋外非常用階段改修、小野小学校の南側門扉及び外周フェンス改修、プールフェンス等塗

装及び落合小学校ほか3校のプールろ過装置の修繕などの工事に要するものでございます。

次に、4目小学校建設費は、吉岡小学校改築に要する経費でございます。

7節は、改築検討委員会委員への報奨金でございます。10節は、検討委員会に係る消耗品及びお茶代でございます。11節は、建築確認申請等に係る手数料でございます。12節は、仮設校舎への移転費用及び建築工事施工監理業務の委託料でございます。13節は、仮設校舎等の借上料でございます。14節は、令和4年度分の既存校舎解体工事に要するものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費でございます。中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する経費でございます。

87ページになります。

1節は、学校医7名、薬剤師2名及び会計年度任用職員の中学校業務員1名の報酬でございます。3節及び4節は、会計年度任用職員の中学校業務員の期末手当と社会保険料でございます。7節は、各中学校の環境整備の作業員及び体育館巡視員等への報奨金、賞賜金は運動会賞品及び卒業生への記念品代でございます。8節は、職員の旅費でございます。10節の主なものとしては、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要する燃料費、来客用お茶代、印刷製本代及び光熱水費等の計上でございます。修繕料は、施設備品等の修繕でございます。11節の通信運搬費は、電話料、インターネット回線使用料、切手代。手数料は各種検査手数料など、及び施設の火災保険料、施設賠償保険料などの経費についての計上でございます。12節は、生徒及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバス運行など、及び学校警備の委託料でございます。13節は、スクールバスの転回場の土地借上料、印刷機械の借上料、中総体、駅伝大会スクールバス代替タクシー等の生徒輸送に係ります車借上料、テレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。17節の学校用備品は、中学校2校の学校管理用備品の計上でございます。18節の負担金は、黒川地区防火管理協議会、防火管理者資格取得講習会等の受講料。

88ページをお願いいたします。

日本スポーツ振興センター災害共済として、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金などの負担金の計上でございます。補助金としましては、中総体東北大会等の参加事業費補助金の計上でございます。

次に、2目教育振興費は、中学校2校の教育振興に係る経費、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に要する経費で

ございます。

1節は、会計年度任用職員の学習支援員4名及び学校図書支援員2名の報酬でございます。3節及び4節は、学習支援員及び学校図書支援員の期末手当と社会保険料でございます。8節は、学習支援員及び学校図書支援員の通勤手当でございます。10節は、消耗品及び教材備品の修繕料でございます。11節は、電話料及び不要試薬廃棄手数料でございます。13節は、たいわっ子芸術文化鑑賞の生徒輸送に係る車借上料でございます。17節は、一般教材備品及び学校図書購入に要するものでございます。18節は、学校・地域共学推進事業として、各学校への交付を行うものでございます。19節は、要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援教育生徒に対します学用品や給食費等の奨励費でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上でございます。

10節の主なものにつきましては、消耗品費は砂、砕石代、修繕料は学校施設の小破修繕料でございます。

89ページになります。

11節は、不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。12節は、中学校施設の非構造部材耐震調査業務、FF暖房機、小荷物専用昇降機、自家用電機工作物、消防設備及び空調設備等の保守点検業務の委託料でございます。13節は、AED借上料でございます。14節は、大和中学校の高架水槽補修、ブロック積み擁壁補修及び街灯修繕等の工事、宮床中学校の屋内運動場の屋根改修、トイレ洋式化、外壁補修等の工事に要するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

引き続き89ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費でございます。生涯学習推進のための各種講座、講演会、家庭教育、青少年教育、協働教育、放課後子ども教室、学び支援コーディネーター等配置事業、成人教育、文化行政推進等の各種事業並びに社会教育施設管理を行うものでございます。

初めに、1節につきましては、社会教育委員13名分の報酬及び学び支援コーディネーター等配置事業でのコーディネーター、会計年度任用職員の報酬でございます。

3節、会計年度任用職員期末手当につきましても、同じくコーディネーターに係ります期末手当でございます。

90ページをお願いいたします。

4節、会計年度任用職員社会保険料、会計年度任用職員共済組合負担金につきましても、コーディネーターに係ります社会保険料、共済組合負担金でございます。7節の報償金につきましては、文化講演会、家庭教育、青少年教育等各種事業実施に伴う講師への謝金、原阿佐緒賞受賞者賞金、選考委員への謝金等でございます。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞のブロンズ、青少年の部の図書カード購入費用でございます。8節、費用弁償につきましては、社会教育委員と学び支援に係ります費用弁償、普通旅費は家庭教育事業での保育所、児童館等の出先職員に要するもの、協働教育での会議開催に伴う旅費でございます。特別旅費は、各種事業実施に伴う講師交通費及び原阿佐緒賞選考委員・受賞者の交通費でございます。会計年度任用職員通勤手当は、学び支援コーディネーターに係るものでございます。10節、消耗品費につきましては、一般事務及び各種事業での消耗品でございます。燃料費は公用車のガソリン代など、食糧費は会議時及び事業実施時のお茶代や講師昼食代など、印刷製本費につきましては、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種事業の活動記録等の印刷代でございます。光熱水費につきましては、民族談話室の電気料、水道料でございます。修繕料につきましては、公用車、民族談話室の小破修繕費でございます。11節でございます。通信運搬費につきましては、各事業実施に伴う連絡用郵便代のほか、放課後子ども教室の参加者連絡用一斉メールの費用、広告料は、原阿佐緒賞短歌募集のための「短歌」の月刊誌等への広告掲載料でございます。手数料は車検印紙代、火災保険料は社会教育施設の火災保険料、自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料は各事業の講師及び参加者の傷害保険料でございます。12節、業務委託料につきましては、原阿佐緒記念館等、宮床歴史の村に係る指定管理委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民族談話室巡視清掃委託料でございます。13節でございます。土地借上料は民族談話室敷地の借上げに係るもの、機械借上料は協働教育に係る農機具等を借上げるもの、車借上料は各種事業実施のためのバス等の借上料になります。有料道路通行料、施設使用料は、事業実施に伴う高速道路通行料と自然の家などの施設使用に係るものでございます。14節につきましては、宮床宝蔵外壁及び塀の修繕工事、旧宮床伊達家住宅及び水屋の壁

修繕工事、民族談話室の外壁修繕工事を行うものでございます。18節、負担金につきましては、郡町村社会教育委員連絡協議会、青少年のための県民会議の負担金。91ページをお願いいたします。及びジュニア・リーダー育成事業参加負担金でございます。補助金につきましては、町PTA連合会、健やかな子どもを育む町民会議、町ジュニア・リーダー連絡協議会、子ども会育成連合会への補助金でございます。26節につきましては、公用車車検に係ります自動車重量税でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

続きまして、2目公民館費でございます。

引き続き91ページをご覧ください。公民館の事業運営に係る経費でございます。

公民館分館長会の事業や、青少年、青年、女性、高齢者の教育事業、芸術文化の推進事業、図書室の運営事業に係る経費でございます。

1節につきましては、図書室パートタイム会計年度任用職員4名の報酬でございます。3節は同じく会計年度任用職員の期末手当でございます。4節も同じく会計年度任用職員の社会保険料でございます。7節につきまして、報償金は分館長41名と地域交流の集い等の報償金でございます。また、ふるさと体感隊、まほろば大学等の各種講座の講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼等でございます。賞賜金は、成人式の記念品や写真代、書き初め大会の記念品でございます。8節につきましては、分館長の費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきまして、消耗品は資料やチラシの用紙代、公用車夏冬タイヤ、コピー料金、図書の購入や各種事業の材料代でございます。燃料費は公用車のガソリン代、食糧費は町民文化祭・成人式協力者の昼食代、印刷製本費は成人式の冊子や町民文化祭のポスターの印刷、修繕料は公用車の整備代でございます。

92ページをお願いいたします。

11節につきましては、各種事業や講座の案内等の郵送料、電話料、公用車の損害保険料、公民館総合補償保険料でございます。12節につきましては、町民文化祭の音響と照明操作業務の委託料でございます。13節につきましては、図書システム借上料、町婦人会や事業に伴う移動研修のバスの借上料、有料道路の通行料でございま

す。また、会議、研修に伴う駐車料金でございます。18節につきましては、宮城県公民館連絡協議会、黒川地域公民館等連合会への負担金でございます。また、町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金でございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3目文化財保護費でございます。文化財保護普及及び文化財の調査事業を行っております。

1節につきましては、文化財保護委員5名分の報酬、会計年度任用職員として発掘調査に伴う作業員や整備作業員の報酬でございます。4節につきましては、会計年度任用職員の社会保険料でございます。7節につきましては、郷土史講座、文化財巡りの講師謝金等でございます。8節、費用弁償につきましては文化財保護委員に係る費用弁償、特別旅費は郷土史講座講師の旅費でございます。10節でございます。消耗品費は一般事務用品、コピー代、発掘調査用品などに要するもの、燃料費は発掘調査用発電機のガソリン代、食糧費は文化財巡り参加者昼食代でございます。

93ページをお願いいたします。

印刷製本費は調査記録写真のプリント代、光熱水費は信楽寺跡の電気水道代、修繕料は発掘調査用機械などの修繕に要するものでございます。11節でございます。通信運搬費につきましては携帯電話の使用料、郷土史講座及び文化財巡りなどに係ります郵便代、手数料につきましては信楽寺跡の水道開栓手数料、保険料は文化財巡り参加者の傷害保険でございます。13節、機械借上料につきましては発掘調査に係りますバックホー等の重機借上料、車借上料は郷土史講座の講師送迎用タクシー代、文化財巡りのバス借上料、有料道路通行料につきましては文化財巡りの際の高速道路通行料、入場料につきましては文化財巡りの施設入場料でございます。15節につきましては、文化財説明板の設置費でございます。18節につきましては、負担金として全国民俗芸能保存振興市町村連盟、補助金として町内文化財等保存会9団体への補助金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

続きまして、4目まほろばホールの管理費でございます。まほろばホール施設管理と運営に係る経費を計上したものでございます。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員10名の報酬と窓口業務パートタイム会計年度任用職員2名の報酬であります。3節は同じく会計年度任用職員の期末手当でございます。4節も同じく会計年度任用職員の社会保険料でございます。8節につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、消耗品は事務用品等、燃料費は冷暖房用の灯油代、ガス代、ガソリン代、食糧費は来賓用お茶代、印刷製本費は連絡用封筒、光熱水費は電気料と上下水道料でございます。修繕料は、施設内小破修繕と設備修繕でございます。11節につきましては、連絡用郵送料、電話料、小ホールのピアノの調律手数料、座布団等のクリーニング代、建物火災保険料、公用車の車検費用及び損害保険料、施設賠償責任保険料等でございます。

94ページをお開き願います。

12節につきましては、舞台機構等の操作や総合管理、休日窓口、植栽木手入れ、除雪に伴う業務委託料でございます。また、大ホール特定天井改修事業調査設計及び空調、ファンコイルユニットの分解洗浄、非常用発電機保守点検、大ホール客席点検増し締め業務、舞台照明や音響の各種保守点検等に伴う管理委託料でございます。13節につきましては、AEDパッケージの賃借料、施設予約システムに伴う賃借料や機械の賃借料、セキュリティーソフトの使用料、テレビ受信料、電力量の監視システム使用料でございます。14節につきましては、該当種改修や屋内照明LED、調光板及び照明改修、スライディングウォール修繕、消火用補給水槽パイプ交換修繕、大ホール客席誘導灯LED更新工事でございます。17節につきましては、大ホールのワイヤレスのシステムとステージモニター、スピーカー更新でございます。18節につきましては、黒川地区危険物安全協会、黒川地区防火管理者協議会、公立文化施設協議会、文化管理者資格取得の負担金でございます。また、町文化振興協会運営費の補助金でございます。26節につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費を計上いたしております。

7節につきましては、体育館巡視員の報償金でございます。10節でございます。消耗品費は山砂、碎石、清掃用品等の購入に要するもの、燃料費は草刈り機のガソリン代など、印刷製本費は使用申請書印刷代、光熱水費は各施設の電気水道料でございます。修繕料につきましては、施設の急破修繕の費用を計上いたしております。

11節につきましては、飲料水の検査手数料、施設の火災保険料、施設の賠償保険料などでございます。12節、業務委託料につきましては、各施設の用務員、グラウンド管理、植木剪定、除雪の各業務の委託料でございます。施設・備品管理委託につきましては、備品の保守点検、警備業務等の委託料でございます。

95ページをお願いいたします。

13節につきましては、AEDの機械借上料、NHK受信料、体育館清掃用具借上料でございます。14節につきましては、教育ふれあいセンターの駐車場区画線工事、吉田教育ふれあいセンターのグラウンドフェンス設置修繕工事、各教育ふれあいセンターの防犯カメラ交換設置工事を行うものでございます。17節につきましては、落合教育ふれあいセンターのグラウンド用ベンチ購入に要するものでございます。18節につきましては、黒川防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得講習会の受講料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

次に、6目、森の学び舎活動費は、森の学び舎施設の管理運営に要する経費について計上いたしております。

10節は、清掃用消耗品代、プロパンガスの燃料代、施設の電気水道料、小破修繕料でございます。11節は、し尿くみ取り手数料、火災保険料等でございます。12節は、

清掃及び管理委託料の計上でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。スポーツの推進、町民のスポーツ活動への支援奨励と顕彰、スポーツ施設の管理を行うものです。また、本日議会全員協議会におきまして改めてご報告申し上げますが、昨年度中止といたしました七ツ森ハーフマラソン大会につきまして実行委員会で協議いたしました結果、令和4年度開催に向けて進めることとなりましたことから大会開催に要します経費につきましても計上いたしているところでございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会委員5名分の報酬及びスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。7節につきましては、全国大会等に出場の際に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。8節、費用弁償につきましてはスポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員に係るもの、特別旅費はスポーツ推進委員研修会に要するものでございます。10節につきましては、消耗品費として、一般事務用品、コピー代及び日本ハンドボールリーグ開催時の参加チームへの記念品代等でございます。燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は宮城ヘルシー大会参加選手の昼食代、修繕料につきましては公用車の車検代等でございます。11節、通信運搬費は会議通知等の郵便代、手数料は車検時印紙代でございます。

96ページをお願いいたします。

火災保険料は体育施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車に係るものでございます。保険料は、スポーツ推進委員の傷害保険料を計上いたしております。12節につきましては、総合運動公園ほか体育施設の指定管理料及び大和町スポーツフェアの業務委託料を計上いたしております。13節につきましては、宮城ヘルシー大会参加者の車借上料、研修会参加時の有料道路通行料でございます。14節につきましては、総合体育館入り口看板の設置工事を行うものでございます。18節負担金につきましては、県スポーツ推進委員協議会への負担金のほか、七ツ森ハーフマラソン大会運営費といたしまして1,000万円をお願いするものでございます。なお、富谷市も当初予算におきまして同額を計上いたしており、最終的には参加費等の収入や大会

に要した経費により実績で精算いたすものでございます。補助金につきましては、大和町スポーツ協会及び大和町スポーツ少年団に対するものでございます。なお、スポーツ少年団の補助金につきましては、少年団の登録に毎年団員1人当たり800円の登録料の負担がありますことから、今回今までの補助金に加え、団員数の登録料分を加算するよう補助金額を見直し、同額にいたしましたところでございます。26節は、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内のレクリエーション広場5施設の管理を行うものでございます。

10節、消耗品費は広場の砂代、光熱水費は広場の電気水道代、修繕料は各施設の小破修繕に要するものでございます。11節につきましては、水道の開栓手数料でございます。12節につきましては、各広場の施設管理を各地区に委託するものでございます。

続きまして、3目の自転車競技場管理費でございます。宮城県スポーツ協会より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行うものでございます。12節につきましては、体育施設指定管理者に管理業務委託をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費でございますが、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費を計上いたしております。

1節は、学校給食運営審議会委員7名及び会計年度任用職員の業務員1名の報酬でございます。

97ページになります。

3節及び4節は、業務員の期末手当と社会保険料などでございます。8節は、学校給食運営審議会委員の費用弁償及び業務員の通勤手当でございます。10節の主なものにつきましては、消耗品として、児童・生徒衛生管理用消耗品、児童・生徒用白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、来客用お茶代、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費でございます。11節は、電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振替手数料、建物

火災保険料及び公用車の自動車損害保険料などがございます。12節は、学校給食調理業務、給食可燃ごみ収集運搬業務、施設設備の維持管理及び保守点検等の委託料でございます。13節は、蒸気回転釜、ガスフライヤー、フードスライサー、スチームコンベクション、食器、食缶洗浄器、消毒保管庫等機械の借上げ、テレビ受信料、清掃用具及び栄養価計算システムの借上料を計上しております。17節は、配送用コンテナ、保温食缶等の購入に要します経費でございます。18節は、全国学校栄養士協議会宮城県支部ほか5団体への負担金でございます。26節は、公用車の車検に伴う自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、98ページをお願いいたします。

10款1項1目農業用施設災害復旧費は、科目設定でございます。同じく、2項1目道路橋梁災害復旧費及び2目河川災害復旧費につきましても科目設定でございます。

11款公債費につきましては、11の金融機関等への元利償還及び利子支払い額を計上したものでございます。

99ページに入りまして、12款予備費につきましては、地方自治法第217条の規定により計上いたすもので、前年度同額の計上といたしております。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、続きまして説明書125ページをご覧ください。

議案第29号、令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

第1条1項は、歳入歳出予算の総額は、それぞれ22億6,706万4,000円と定めるものでございます。2項は、歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額を、第1表によるものとするものでございます。

第2条は、一時借入金でございます。地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

説明書131ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国保税、2目退職被保険者等国保税につきましては、平成30年度からの県単位化に伴い、県から示された算定保険税総額を基に低所得者層に対する軽減措置を考慮し、予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料及び3款1項1目国庫補助金につきましては、科目設定でございます。

132ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付金となるものであり、医療費に係る普通交付金並びに保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健診等負担金としての特別交付金でございます。

5款1項1目利子及び配当金につきましては、国保基金利子でございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、それぞれの節のとおり法定ルールでの繰入金でございます。

2項1目財政調整基金繰入金から、133ページ、8款3項雑入までは全て科目設定でございます。

134ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に要する事務経費でございます。

1節は、事務補助のパートタイム任用職員の報酬でございます。8節は、研修会時の職員旅費とパートタイム任用職員の通勤手当でございます。10節は、参考図書代、事務用消耗品代、国保加入時のパンフレット代、国保保険証等の印刷代などがございます。11節は、保険証の更新時や至急通知等の郵送料金でございます。12節は、保険者事務共同電算処理、レセプト2次点検委託料及び国保情報集約システムなどの委託料でございます。13節は、国保給付システム利用料でございます。

2目は、県国保連合会への負担金でございます。

135ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する経費でございます。

8節は、研修会時の職員旅費でございます。10節は、プリンタートナー代、納税通知書封筒の印刷代等がございます。11節は、納税通知書の郵送代、コンビニ収納口

座振替等の手数料でございます。12節は、未就学児均等割軽減措置が導入されることに伴うシステム改修の委託料でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する事務経費でございます。

1節は、9名の委員の報酬でございます。8節は、その委員の費用弁償でございます。10節は、参考図書購入費、会議用お茶代などでございます。11節は、会議案内等郵送料金でございます。

趣旨普及費は内容を精査し他の項目に繰り入れたため、今年度は予算措置はございません。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から、136ページの4目退職者被保険者等療養費までは、それぞれの医療費の保険者負担分7割相当額で、国保連合会などへの負担金でございます。

5目審査手数料は、国保連合会への医療費の審査手数料でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費から4目退職被保険者等高額介護合算療養費までは、それぞれの限度額を超える分について公費負担するものでございます。

137ページをお願いいたします。

3項移送費は、病院間の緊急的な移送に係る車代でございます。

4項出産育児諸費は出産育児一時金で、1目18節は原則1人当たり42万円の支給でございます。

5項葬祭費は葬祭費用であり、1人5万円の支給でございます。

6項傷病手当金であります。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当でございます。

138ページをお願いいたします。

3款1項医療給付費分から3項介護納付金までは、県への納付金となるものでございます。

139ページをお願いいたします。

4款共同拠出金は、科目設定となるものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費につきましては、先ほどご説明いたしました趣旨普及費で今まで予算計上していたものをこちらに計上いたしました。

1節は、特定保健指導や健診結果説明会等のパートタイム任用職員の報酬でございます。7節は、特定保健指導の講師謝金や保健指導受講達成記念品などでございます。8節は、訪問指導に係る旅費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は、健診結果説明会時のパンフレットや事務用品、ジェネリック

医薬品希望シール印刷代等でございます。11節は、医療費やジェネリック医薬品の差額通知等の通信運搬代、糖尿病性腎症重症化予防事業での指示書作成手数料でございます。12節は、医療費通知書やジェネリック医薬品の差額通知書作成業務、第三者求償事務、健診結果説明会事業や特定健診受診者重症化予防事業、特定保健指導予備軍への動機づけサポート事業等の業務委託料でございます。13節は、データ分析管理に使うCD-ROMの使用料でございます。27節繰出金は、一般会計で実施する、がん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診に要する経費でございます。

10節は、特定健診受診票等送付のための封筒印刷代等でございます。11節は、受診票等の郵送料、医師会受診券発行手数料でございます。12節は、特定健診業務やデータ管理等の委託費でございます。

140ページをお願いいたします。

6款1項基金積立金は、基金利子相当分を積立てするものでございます。

7款1項1目から5目の償還金及び還付加算金は、税の還付金とそれに係る還付加算金でございます。

141ページをお願いいたします。

8款は、予備費でございます。

以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午前11時10分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

予算に関する説明書149ページをお願ひいたします。

議案第30号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,059万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、150ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、153ページにございますが、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条は、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めるものでございます。

155ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料及び3節滞納繰越分普通徴収保険料の見込額を計上したものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護給付費の20%相当分の法定負担分の現年度分国保負担金を見込んだものでございます。

2項1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の調整交付金を見込んだものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わります訪問型サービス事業費、通所型サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防普及啓発事業費、総合事業審査手数料等の20%相当分及び総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業費、任意事業費の38.5%相当分の法定負担分の国庫補助金を見込んだものでございます。

3目保険者機能強化推進交付金、並びに4目保険者努力支援交付金につきましては、前年同額を見込んだものでございます。

156ページをお願ひいたします。

4款1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の27%相当の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金より交付される金額を見込んだものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付費等に関わります17.5%及び介護給付費の12.5%相当分の法定負担分の県負担金を見込んだものでございます。

2項財政安定化基金支出金1目交付金及び2目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に関わります介護予防事業、日常生活支援総合事業の12.5%及び包括的支援事業、任意事業費の19.25%相当分の法定負担分の県補助金を見込んだものでございます。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護保険財政調整基金からの利子見込額でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の1節は、介護給付費の12.5%相当の法定負担分でございます。2節及び3節は、職員人件費及び事務費でございます。

157ページをお願いいたします。

4節は、地域支援事業費の法定負担分でございます。5節は、低所得者保険料軽減に関わります繰入金でございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、科目の設定でございます。

8款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9款1項延滞金加算金及び過料及び2項町預金利子につきましては、科目設定でございます。

3項雑入の1目第三号納付金から3目滞納処分費までにつきましても、科目の設定でございます。

158ページの4目雑入につきましては、配食サービス利用者負担金でございます。

続きまして、159ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要します職員並びに任用職員の人件費、事務費、運営経費等でございます。

2節から4節は、職員の人件費に要します費用でございます。10節は、事務用品及びコピー代等の消耗品、被保険者証、負担割合証等の印刷製本費でございます。11節は、介護給付通知書の郵送料、介護給付費通知作成処理手数料、廃止の予定でござ

ございますグループホームすずらの解体までの火災保険料でございます。12節は、介護保険システムプログラム、介護保険台帳システム保守料に要します費用でございます。13節は、グループホームすずらん建物解体までに関わります土地借上料でございます。14節は、グループホームすずらの解体工事に要します費用でございます。18節は、認知症の人と家族の会宮城県支部及び宮城県国保団体連合会への負担金でございます。

160ページをお願いいたします。

24節は、介護保険財政調整基金への利子分の積立金でございます。

2項1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。

10節は、事務用品、介護保険料の決定及び納付通知書の印刷に要します費用でございます。11節は、介護保険料の納付及び口座振替等の通知発送の郵送料、口座振替、コンビニ及びクレジット収納に要します手数料でございます。

3項1目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。

7節は、認定調査に関わります調査員の報償金でございます。8節は、認定調査員の調査業務に関わります費用弁償でございます。10節は、コピー代の事務用品、公用車の燃料費及び主治医意見書用紙の印刷製本費、公用車の車検整備並びに定期点検に要します費用でございます。11節は、郵便料金のほか、主治医意見書作成に要します手数料、自動車損害保険料でございます。12節は、要介護認定調査の業務委託料でございます。13節は、病院等で認定調査業務及び研修会の際の駐車場を使用した分の使用料でございます。18節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合の負担金でございます。26節は、公用車の自動車重量税でございます。

161ページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会業務に要します費用でございます。

1節及び8節につきましては、介護保険運営委員会に要します委員15名の報酬及び費用弁償でございます。10節は、委員会開催時のお茶代でございます。12節は、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に関わります調査業務の委託分でございます。

2款保険給付費につきましては、各種介護サービス費に要します費用でございます。

1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付等費の18節は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修等の居宅介護サービスに要します給付費でございます。

2 目介護サービス給付等費の18節は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要します給付費でございます。

3 目居宅介護サービス計画等費の18節は、居宅介護サービスのケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4 目地域密着型介護サービス給付等費の18節は、地域密着型介護サービスとしてグループホーム等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

続きまして、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費は、介護サービス利用の1 か月の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた部分を支給するために要します費用でございます。

162ページをお願いいたします。

11節は、高額介護サービス費の通知に要する郵送料及び支給処理手数料でございます。18節は、高額介護サービスに要します給付費でございます。

2 目高額医療合算介護サービス費の18節は、介護保険と医療保険の1 年間の利用料等の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた場合、介護保険分につきまして給付負担を行うために要します経費でございます。

3 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付等費及び2 目介護予防サービス計画給付等費の18節は、要支援の方の居宅介護予防サービスに関わります給付費でございます。

4 項1 目特定入所者介護サービス等費の18節は、低所得者の方の介護保険施設入所に関わります居宅費、食費の負担を軽減するために給付されます介護サービス等の費用でございます。

5 項その他の諸費、1 目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料としまして宮城県国保連合会への手数料でございます。

163ページをお願いいたします。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1 号被保険者還付加算金の22節は、第1 号被保険者への還付金でございます。

4 款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないために、介護予防、生活支援サービス等に要します費用でございます。

1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問型・通所型サービス事業に要します費用でございます。18節は、介護予防、訪問、通所介護サービスに関わる給付金でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護予防ケアマネジメント事業に関わります給付負担金でございます。

2 項 1 目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の普及啓発及び介護予防活動の地域展開を支援するために要します費用でございます。

7 節は、生き生きサロン等の介護予防に関わります出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の運動指導者等への謝金でございます。10節は、テキスト代、コピー代等の消耗品でございます。12節は、健康貯筋友の会の事業拡大によります事業業務委託に要します経費でございます。

3 項包括的支援事業費、1 目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように相談などにより実態を把握し、適切なサービスにつなげられるような支援のために要します費用でございます。

164ページをお願いいたします。

7 節は、スーパーバイズ相談時の講師謝金でございます。

2 目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待への対応を専門的な視点から権利擁護などに要します費用でございます。

7 節は、高齢者虐待防止及び成年後見人申立て等に対応するための弁護士謝礼、研修会開催等の謝金に要します費用でございます。10節は、パンフレット、参考図書等購入の消耗品でございます。12節は、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関との連携によりケアマネ・ケアスタッフ研修会などを開催し、包括的・継続的ケアマネジメントを実践するために後方支援を行うための経費でございます。

2 節から 4 節は、職員の人件費等に要します費用でございます。7 節は、ケアマネジメント・ケアスタッフ研修等に要します講師謝礼でございます。10節は、コピー等の事務用消耗品でございます。12節は、地域包括支援センター運営業務委託に要します費用でございます。13節は、地域包括支援センターシステムハードウェアの機械借上料でございます。

4 目生活支援体制整備事業費は、高齢者の身近な地域住民が中心となりまして、社

会福祉協議会やボランティア等の様々な生活支援サービスを担う事業者と連携しながら、高齢者の生活支援体制整備に要します費用でございます。7節は、研修会講師の謝礼でございます。10節は、事務用品等の消耗品費、普及啓発パンフレットの印刷製本費でございます。12節は、生活支援コーディネーター業務委託料でございます。

165ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に関わります認知症初期支援チームを配置し、早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に要します費用でございます。

7節は、認知症初期集中支援チーム業務に協力をいただきます医師及び認知症サポーターフォローアップ研修会講師に要します謝礼でございます。8節は、認知症初期支援チーム研修、認知症支援推進員研修に要します費用でございます。10節は、事務用品費、認知症カフェに関わりますお茶代、認知症ケアパス等の印刷製本費でございます。

4項任意事業費につきましては、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるような必要な支援を行うもので、配食サービス及び安心コールサービスなどの地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要します費用でございます。

7節は、成年後見人及び安心コールセンター協力員への謝礼に要します費用でございます。10節は、資料代等の消耗品費でございます。11節は、郵送料、成年後見人制度の利用支援事業に関わります手数料、安心コール機器の設置手数料、ボランティア保険料でございます。12節は、配食サービス、安心コールセンター業務委託、機器保守点検に関わります業務委託料でございます。13節は、安心コール機器の借上げに要します費用でございます。

5項1目支払審査手数料、11節につきましては、支払審査手数料として国保連合会へ支払う手数料でございます。

5款1項1目につきましては、予備費を計上いたすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、説明書の174ページをお願いいたします。

議案第31号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,361万5,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、178ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合などへの土地貸付に係る収入でございます。

2目利子及び配当金は、基金の利子を見込むものです。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いによる財源調整のため基金から繰り入れるものです。

3款1項1目繰越金は、科目設定であります。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金は、高山地区の分収造林契約の山林を4年度から計画的に伐採する育成複層林事業として実施するもので、その測量、更新伐及び植付け等の費用を計上いたしております。2項は、預金利子であります。3項は、その他の収入として科目設定であります。

179ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、1節、管理委員の報酬であります。8節は、管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費です。9節は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては一般の管理費でありまして、7節は令和5年度に委員の任期が満了となりますことから、4年度内に財産区管理委員推薦委員会を開催する報酬であります。10節は事務消耗品、コピー代のほか、予算書及び決算書の印刷代及び電気料であります。11節は、会議開催時の郵送料です。12節は、用務員業務を委託するものであります。

2目財産管理費につきましては、直営部分の管理経費を計上いたしております。

12節は、山林巡視及び作業道刈り払い業務であります。18節、負担金補助及び交付金は、林業関係3団体への負担金であります。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費は、森林整備センターとの分収造林地で測量、更新伐や植付け等の費用を計上いたしております。

180ページをお願いいたします。

4目諸費につきましては、18節は、3つの財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。27節は、事務費及び各種団体助成を一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

宮床財産区特別会計は、以上でございます。

続きまして、182ページをお願いいたします。

議案第32号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ1,115万4,000円と定めるものでございまして、款項の区分につきましては第1表によるものでございます。

それでは、186ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会などから土地貸付収入を見込むものであります。

2目利子及び配当金は、科目設定でございます。

2項1目不動産売払収入につきましても、それぞれ科目設定の計上です。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いの財源調整により、基金から繰入れを予定するものです。

3款繰越金につきましては、科目設定でございます。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、檀ノ下地区の分収造林事業でございまして、除伐、作業道補修を実施するための計上であります。

2項預金利子と、次の3項雑入につきましては、それぞれ科目設定でございます。

187ページでございます。

三角がつきました県支出金につきましては、4年度は直営造林地の事業を実施しないこととしたことによりまして、予算がゼロとなっております。

188ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきまして、1節は管理委員の報酬です。8節は、管理委員の費用弁償、研修旅費及び随行員の普通旅費です。9節は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては一般の事務管理費でありまして、7節は令

和5年度に委員の任期が満了となりますことから、4年度内に財産区管理委員推薦委員会を開催する報酬です。10節は事務消耗品、コピー代、会議時のお茶代ほか予算書・決算書の印刷代の計上であります。11節は、会議開催時の郵送料です。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備等の費用について計上いたしております。12節は、除草業務であります。18節は、林業関係3団体への負担金であります。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費につきましては、12節は除伐、保育間伐に要します経費でございます。

4目諸費につきましては、18節は3財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金です。27節は、団体への助成として一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたしております。

吉田財産区特別会計は、以上でございます。

続きまして、191ページをお願いいたします。

議案第33号 令和4年度大和町落合財産区特別会計予算であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ512万7,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

続きまして、195ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川地区、報恩寺地区、松坂地区の3地区からの土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金は、基金の利子を見込むものです。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出の見合いによる財源調整のため、基金から繰り入れるものです。

3款から以下の4款につきましては、科目設定でございます。

196ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきまして、1節は管理委員の報酬です。8節は、管理委員の費用弁償、研修旅費のほか、随行旅費でございます。9節は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきまして、7節は令和5年度に委員の任期が満了となりますことから、4年度内に財産区管理委員推薦委員会を開催する報酬です。10節は、事務消耗品、お茶代、コピー代のほか、予算書・決算書の印刷代の計上であります。

11節は、会議開催時の通信用切手代であります。

2目財産管理費、12節は、土地境界の刈り払い業務であります。

3目諸費の18節は、3財産区で構成しております財産区連絡協議会への負担金であります。27節は、事務費及び各種団体助成を一般会計に繰り出すものでございます。

3款予備費につきましては、前年度同額を措置いたすものでございます。

落合財産区特別会計は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、199ページをお願いいたします。

議案第34号 令和4年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、総額を歳入歳出それぞれ687万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、202ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款財産収入及び2款寄附金は、科目の設定でございます。

3款繰入金は、歳入歳出見合いによる奨学事業基金からの繰入金でございます。

4款繰越金は、見込額の計上でございます。

5款1項町預金利子は、科目の設定でございます。

5款2項貸付金元利収入は、現年度分・過年度分合わせまして、奨学金の貸与者42名からの償還金を計上いたしております。

203ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節は、高校生新規3名、大学生は新規10名、継続7名の20名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2目事務費の1節及び8節は、奨学事業審議会委員6名の報酬と費用弁償、10節は予算書・決算書の印刷製本費、11節は郵便料金など、24節は奨学事業基金への積立金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、説明書205ページをお願いいたします。

議案第35号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億6,305万6,000円と定め、2項は歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額を第1表によるものとするものがございます。

説明書209ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療被保険者の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料は、年金からの天引き分でございます。2目の普通徴収保険料は、納付書での収納になるものがございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

なお、2目証明手数料につきましては、予算科目の精査を行い、この特別会計に係る証明書の発行がないことにより予算措置を行わなかったものがございます。

3款1項1目につきましては、人件費や事務費の繰入れでございます。2目は、低所得者の保険料軽減に充当するための繰入れでございます。

4款1項1目繰越金及び5款1項1目延滞金につきましては、科目設定でございます。

5款2項につきましては、保険料の還付金及びそれに係ります加算金でございます。210ページをお願いいたします。

3項は、預金利子でございます。

4項は、県後期高齢者広域連合からの健診受託による事業収入でございます。

5項は、科目設定でございます。

211ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

10節はコピー代や参考図書代、事務用消耗品代、予算・決算書の印刷代でございます。

す。11節は、保険証発送などに係る郵送料でございます。12節は、健診業務に係る委託料でございます。

2項徴収費につきましては、保険料徴収に要する経費でございます。

10節は、消耗品、保険料の通知書及び封筒の印刷代でございます。11節は、通知書の郵送料及び口座、コンビニ納付等に係る手数料でございます。

212ページをお願いいたします。

2款1項につきましては、県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

3款1項につきましては、保険料の還付金及びそれに係る還付加算金でございます。

4款は、予備費となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ここで、昨日可決されました補正予算において議案書及び事項別明細書の訂正の申入れが別添のとおり提出されています。皆さんのお手元に届いているでしょうか。大丈夫でしょうか。

提出者より説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

よろしく申し上げます。

大和町議会3月定例会議議案書等の訂正をお願いするものでございます。

昨日、ご可決をいただきました令和3年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計補正予算について誤りがありましたので、訂正を申し出るものでございます。よろしくお願い申し上げます。

訂正箇所については、議案書66ページの議案、件名及び本文でありまして、件名の令和3年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）の括弧書きの第3号と記載しておりますところ、第4号と訂正をお願いするものであります。また、本文中の令和3年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによると記載しております。同じく、括弧内の第3号を第4号に訂正願うものでございます。併せまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の93ページと94ページの間を表紙になります令和3年度大和町個別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の下段に括弧内に第3号と記載しておりますところ、第4号と訂正をお願いするものでございます。確認不足であったこと、おわび申し上げます。大変

申し訳ありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、説明を終わります。

ただいま説明のあった議案書及び事項別明細書の訂正箇所については、事務局において差し替え措置を行いますので、後ほどご確認願います。

暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

午前 1 1 時 5 3 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

午後の部もよろしく申し上げます。午後については、ライフラインに係る予算となります。

最初に、下水道事業でございます。

予算に関する説明書の217ページをお願いします。

議案第36号 令和4年度大和町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本年度より地方公営企業法の適用に伴い、予算書の記載方法が変更となっておりますので、よろしく申し上げます。

第1条、総則であります。

令和4年度大和町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量ですが、接続戸数につきましては、前年度実績見込みに対しまして微減の1万758戸と予定しておるものでございます。

次に、年間総排水量及び一日平均排水量であります。同じく実績見込みに対しまして微減の364万824立方メートル、1日平均排水量は9,975立方メートルとするものでございます。主な建設事業として、施設の改良及び拡張工事等で1億6,917万9,000

円と予定するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で収入の下水道収益は、1項営業収益、2項営業外収益それぞれ記載の額で合計9億1,969万6,000円。支出の下水道事業費用については、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失、それぞれ記載の額で合計9億1,634万3,000円。収支差引き335万3,000円の黒字の収支予定額としてございます。

218ページになります。

第4条、資本的収入及び支出であります。予定額を次のとおり定めるものであります。

収入になります。

1款資本的収入については、1項企業債から5項負担金等でそれぞれ記載の額、合計4億8,462万3,000円。

支出になります。

1款資本的支出については、1項建設改良費から3項企業債償還金でそれぞれの記載額、合計5億4,675万円の予定であります。

4条中の括弧書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足します額6,212万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,558万3,000円、引継金4,654万4,000円で補填するものであります。

続きまして、第4条の2特例的収入及び支出であります。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理します未収金及び未払金の額は、それぞれ9,839万3,000円及び4,708万8,000円と定めるものであります。

第5条、債務負担行為であります。

債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額は、次のとおりと定めるものであります。

事項として、令和4年度水洗便所改造資金利子補給、令和4年度水洗便所改造資金損失補償で、期間、限度額について記載のとおりでございます。

次に、219ページ。

第6条、企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。

公共下水道事業で限度額4,025万円ほか資本費平準化事業、流域下水道整備事業、浄化槽整備事業、公共下水道特別措置分については、公営企業支援事業分でそれぞれ記載の限度額合計1億9,305万円で、起債の方法、利率、償還方法については記載の

とおりであります。

次に、第7条、一時借入金であります。

一時借入金の限度額は、3億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1)営業費用と(2)営業外費用とするものでございます。

続きまして、第9条、議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員5名の給与費等で2,843万5,000円とするものであります。

第10条になります。

他会計からの補助金で、下水道事業経営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億5,952万1,000円とするものでございます。

続きまして、220ページから223ページについては、令和4年度大和町下水道事業会計予算実施計画になります。次に、224ページから227ページについては、職員の給与明細などとなっております。また、228ページから229ページについては、債務負担行為で本年度提出分及び過年度議決分でございます。お目通しをお願いします。

続きまして、230ページをお願いします。

令和4年度大和町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの現金の動きを表したもので、1、業務活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の実施によります資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支で、合計1億9,788万4,000円。2の投資活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却等の収支で、合計4,676万円のマイナス、3の財務活動によるキャッシュ・フローについては、増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支で、合計21万6,000円となり、資金増加額については、3キャッシュ・フロー合計1億5,134万円となり、資金期首残高と合わせました資金期末残高は1億5,384万6,000円となるものでございます。

続きまして、231ページ。

令和4年度大和町下水道事業開始貸借対照表であります。単位は円となっておりますが、1,000円単位で説明を申し上げます。

主なものでございます。

資産の部、1、固定資産(1)有形固定資産は、イの土地については宮床クリーンセンター敷地など、ロの建物は同じくクリーンセンターの建築物、ハの構築物につい

ては管路等、二の機械及び装置についてはマンホールポンプ場などで、合計102億5,611万8,000円となり、（２）の無形固定資産、イの施設利用権流域下水道の処理場利用権で、固定資産合計113億1,520万9,000円となるものでございます。

２の流動資産であります。（１）現金・預金、未収金等で1億89万9,000円、固定及び流動を合わせました資産合計は、114億1,610万8,000円となるものでございます。

232ページをお願いします。

負債の部であります。

３の固定負債（１）企業債、イの建設改良等の財源に充てるための企業債で32億6,337万5,000円、ロとして、その他の企業債を加えました固定負債、合計33億1,177万5,000円。

４の流動負債（１）企業債、（２）の未払金で、流動負債合計は4億2,246万5,000円。

５の繰延収益、長期前受金、収益化累計額を合わせました繰延収益合計61億9,198万3,000円となり、負債合計は99億2,622万4,000円となるものでございます。

続きまして233ページ、資本の部であります。

６、資本金14億8,572万7,000円に７の剰余金の資本剰余金、利益剰余金、合計415万6,000円を加えました資本合計14億8,988万4,000円で、負債・資本合計114億1,610万8,000円となり、231ページの資産合計額と同額となるものでございます。

続きまして234ページ。

令和４年度大和町下水道事業予定貸借対照表であります。

令和５年３月31日となるもので、資産の部で、１、固定資産の有形、無形を合わせました固定資産は、110億2,462万9,000円となるものであります。２の流動資産の現金・預金、未収金等で合計２億5,202万2,000円、固定、流動を合わせました資産合計112億7,665万1,000円となるものであります。

235ページをお願いします。

続きまして、負債の部であります。

３の固定負債。企業債、その他企業債を合わせました固定負債合計35億372万5,000円。

４の流動負債の未払金、引当金で合計4,880万8,000円。

５の繰延収益については、長期前受金から収益化累計額を差し引きました60億6,282万円となり、負債合計は96億1,535万4,000円となるものでございます。

236ページになります。

資本の部、資本金16億6,937万円に7剰余金の資本剰余金、その他資本金剰余金と利益剰余金の当年度利益剰余金を合わせました合計は807万3,000円のマイナスとなり、資本金、剰余金合計の資本合計は16億6,129万7,000円で、前ページの負債合計と合わせました負債・資本の合計は112億7,665万1,000円となるもので、234ページの資産合計額と同額となるものでございます。

続きまして、237ページをお願いします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

1の固定資産の償却方法、引当金の計上方法などの記載でございます。

238ページをお願いします。

4のセグメント情報に関する事項で、(1)報告セグメントの概要になります。公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業、3つの報告セグメントで事業内容はそれぞれ記載のとおりでございます。(2)報告セグメントごとの収益等であります。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの各事業を項目ごとに記載しているものでございます。

続きまして、239ページをお願いします。

実施計画の内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出で収入になります。

1款下水道事業収益1項営業収益1目使用料については、前年度実績見込みに対しまして微減としての計上。2目その他営業収益手数料については、指定工事店登録の更新17社及び責任技術者登録更新の40名等の手数料であります。事業負担金については、宮城県環境事業公社からの維持管理負担金であります。

2項営業外収益1項1目節の預金利息については、科目設定であります。2目の一般会計補助金については、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、それぞれの基準内等の繰入金でございます。

3目の国庫補助金については、当年度実施します補助対象事業への2分の1の補助金であります。

4目長期前受金戻入については、当年度分補助事業の減価償却見合い分の収益化を図るものでございます。

5目その他、雑収益については、申請用紙代であります。

240ページをお願いします。

支出であります。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管きよ費については、公共下水道事業の雨水

及び汚水分でございます。

主なものについて説明申し上げます。

報償費については公共下水道、雨水施設の清掃の報奨金、食糧費については来客お茶代、印刷製本費については予算決算書及び申請用紙の印刷代、光熱水費はマンホールポンプ場53か所等の電気料、修繕費についてはマンホールポンプ場汚水管路の修繕、通信運搬費は電話料金及び施設管理用通信料など、手数料については下水道使用料取扱手数料及び下水道本管緊急清掃手数料などであります。保険料は自動車保険料、委託料については消費税申告業務、水道事業への料金算定事務委託、特定施設18事業所及び流域下水道接続点17か所の水質調査委託、施設管理で下水道管きよ清掃業務、電気工作物保安管理業務、マンホールポンプ場の清掃業務、公営企業会計適用支援業務などあります。賃借料については、積算システム利用料及びポンプ場の制御盤設置用地借上料であります。材料費については、マンホール等の補修用材料であります。負担金については、日本下水道協会負担金、糸繰マンホールポンプ場の維持管理費で大衡村への負担金、水洗便所改造資金利子補給金2件分並びにマンホールポンプ場電波利用料であります。

241ページになります。

2目処理施設等費であります。

ここからは、農業集落排水事業の宮床クリーンセンター及び管路、マンホールポンプ場の経費となります。同じく主なものについて説明申し上げます。

報償費についてはクリーンセンター内及び放流水路の除草等の報償費、光熱水費は宮床クリーンセンター及び18か所のマンホールポンプ場の電気料、修繕料についてはマンホール周りの舗装修繕等、通信運搬費については電話料金及び施設管理用通信料など、手数料については水道事業への使用料取扱手数料、クリーンセンターの機器類及び本管等の緊急点検及び清掃手数料、消防用設備点検手数料、公用車の車検手数料など、保険料はクリーンセンターの火災保険料及び公用車の損害共済分分担金及び自賠責保険料などでございます。委託料は水道事業への料金算定、メーター検針業務、宮床クリーンセンターの施設管理業務、汚泥処理業務、電気工作物保安管理業務、マンホールポンプ場清掃業務、地方公営企業適用支援業務などあります。工事請負費についてはマンホールポンプ監視装置更新工事を、負担金についてはマンホールポンプ場管理用電波利用料であります。公課費は、公用車の重量税であります。

3目浄化槽費であります。浄化槽管理に係るものでございます。

主なものについて、説明申し上げます。

242ページをお願いします。

修繕費については浄化槽本体、ブロー交換修繕等、手数料については水道事業への下水道等使用料取扱手数料、宮床クリーンセンターの法定検査手数料などでありま
す。委託料については浄化槽保守点検、清掃業務、賃借料については研修時の駐車使
用料、負担金については県合併処理浄化槽普及促進委員会の負担金であります。

4目総係費については、貸倒引当金繰入額。

5目流域下水道維持管理負担金については、県吉田川流域下水道維持管理負担金。

6目減価償却額については、有形及び無形固定資産の当年度の償却額。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債償還金利子で
あります。

2目については、消費税及び地方消費税であります。

3項特別損失1目その他特別損失については、過年度賞与引当金、貸倒引当金、消
費税等でございます。

243ページになります。

資本的収入及び支出になります。

初めに収入で、1款資本的収入1項企業債、節の建設事業債については公共下水道
汚水の単独及び補助事業、雨水の補助事業、合併処理浄化槽整備事業に係るもの、資
本費平準化債は公共下水道分、その他企業債については流域下水道建設負担金であり
ます。

2項他会計出資金については、公共下水道の企業債償還金充当分、雨水管路の更新
工事、農業集落排水事業の企業債償還金、元金充当分から分担金を差し引いた額など
であります。

3項他会計補助金については、公共下水道汚水の流域下水道経費臨時措置分、公共
普及特別対策経費元金分など。

4項国庫補助金は、公共下水道汚水管管路調査、公共下水道管きょ改築更新実施設
計、流域関連公共下水道汚水、雨水の下水道法事業計画並びに都市計画事業認可申請
図書作成業務など。工事については、マンホール浮上防止工事、マンホールポンプ場
設備更新工事及び合併処理浄化槽整備に係る国庫補助金。

5項負担金1目受益者負担金については、公共下水道区域内における負担金。

2目受益者分担金については、農業集落排水及び浄化槽事業における分担金であり
ます。

244ページをお願いします。

支出になります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管きょ費公共下水道分で、委託金については公共下水道の汚水管管路調査、管きょ改築更新実施設計、流域関連公共下水道汚水、雨水の下水道事業計画、都市計画事業認可申請図書作成業務、下水道台帳整備等であり、工事費については、単独事業の公共ます設置、補助事業の汚水分で、マンホールポンプ場の施設管理装置設備の更新、マンホール浮上防止工事などでございます。

2 目浄化槽費の工事請負費については、令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年計画で年 6 期の整備工事費。負担金は、吉岡土保田地内の下水道区域内における補助金。

3 目流域下水道建設負担金は、吉田川流域下水道建設負担金。

2 項固定資産購入費 1 目節の有形固定資産購入費については、公用車の購入等であり、ります。

3 項企業債償還金については、公共下水、農集排、浄化槽等の企業債償還金であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、予算に関する説明書の 245 ページをお願いします。

議案第 37 号 令和 4 年度大和町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条、総則であります。

令和 4 年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条、業務の予定量ですが、給水戸数については前年度当初予定戸数及び前年度実績見込みに伴い、微増の 1 万 2,075 戸を予定してございます。

次に、年間総給水量及び 1 日平均給水量であります。県との基本協定によります予定時給水量として 1 万 400 立方メートルがござい、ます。その 8 割が責任水量となっております。その責任水量を年間総給水量として、前年度より微増の 303 万 6,800 立方メートル、1 日平均給水量については 8,320 立方メートルとなっております。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は水道事業収益の合計額で 9 億 3,104 万 1,000 円、支出は水道事業費用の合計額で 9 億 2,495 万円となり、収支差引き 609 万 1,000 円の黒字の収支予定額としてございます。

続きまして、246 ページになります。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は合計額で 2 億 9,942 万 6,000 円、支出は合計額で 3 億 8,955 万 3,000 円の予定でありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,012 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとし

てございます。

第5条、企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものであります。

目的として、配水管布設事業、鶴巢落合系送配水管強化事業、松坂配水系管網強化整備事業に係るもので、合計限度額2億8,680万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金。一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

247ページになります。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、(1) 営業費用、(2) 営業外費用と定めるものであります。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名の給与費等で4,023万4,000円と定めるもの。

第9条、他会計からの補助金であります。政策的水量見合い分8,000立方メートルの県受水費相当分などや、旧簡易水道事業に係ります一般会計からの繰入予定額を8,060万4,000円と定めるもの。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものでございます。

第11条、重要な資産の取得及び処分でありまして給水車の購入を予定しております。

248ページから251ページについては、収益的収入及び資本的支出の実施計画でございます。252ページから257ページについては、給与手当等の人件費に係る明細などがあります。258ページについては債務負担行為で、過年度分の予定額等に関する調書であります。

259ページ、令和4年度大和町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。表示は円単位であります。1,000円単位で説明させていただきます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローで業務活動の実施によります資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支で合計1億4,643万4,000円。

2として、投資活動によるキャッシュ・フローについては、業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却等の収支で、合計2億8,350万6,000円のマイナス。

3の財務活動によるキャッシュ・フローについてであります。増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支で合計2億2,299万4,000円となり、資金増減額については3キャッシュ・フロー合計8,592万2,000円のマイナスとなり、資金期首残高5億5,201万8,000円で、期末残高は4億6,609万5,000円となるものでございます。

次に、260ページの令和4年度水道事業予定貸借対照表について説明申し上げます。
主な科目ごとの予定額でございます。

資産の部、固定資産。排水管や機械施設等の1、有形固定資産、2の無形固定資産、それに投資その他資産の合計で70億99万5,000円と予定してございます。

261ページの流動資産。現金・預金、未収金、貯蔵品で、合計5億4,313万6,000円、資産合計は75億4,413万2,000円と予定してございます。

負債の部は、固定負債の1、企業債で13億3,957万4,000円を計上してございます。

流動負債の1、企業債、2、未払金、3、賞与引当金、4、その他流動負債の合計額を1億5,498万2,000円、繰延収益の1、長期前受金、2、収益化累計額の合計21億7,328万6,000円を合わせました負債合計は36億6,784万2,000円を予定してございます。

次に、262ページ、資本の部であります。資本金1、自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は32億3,371万3,000円を予定するものでございます。

次に、剰余金であります。1の資本剰余金、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額1,771万5,000円とし、2の利益剰余金は、各積立金及び当年度未処分利益剰余金で合計額を6億2,486万1,000円とし、剰余金合計6億4,257万6,000円を含めました資本合計は38億7,628万9,000円と予定するものでございます。負債・資本の合計でございます。75億4,413万2,000円となり、261ページの資産合計と同額となるものでございます。

次に、263ページ、令和3年度水道事業予定貸借対照表であります。令和3年度決算見込みによる期末の予定額でございます。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部、固定資産は排水管や機械施設等の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他資産の合計で66億8,508万1,000円を予定してございます。

264ページの流動資産につきましては、記載の項目で合計5億8,152万5,000円と予定し、資産の合計を72億6,660万6,000円といたしておるところでございます。

次に、負債の部であります。

固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金等、5の繰延収益の1、長期前受金から2の収益化累計額を差し引いた繰延収益合計などで、負債合計33億8,381万1,000円を予定してございます。

次に、265ページの資本の部であります。資本金の自己資本金等各資本金の合計額で32億3,371万3,000円。

次に、7の剰余金。1の資本剰余金は工事負担金、他会計負担金等、合計額1,771

万5,000円で、2の利益剰余金は各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を6億3,122万円とし、剰余金合計6億4,893万5,000円を含めた資本合計は38億8,264万8,000円で、負債・資本合計は72億6,646万円を予定しているところでございます。

次に、266ページ、令和3年度水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては1億126万円の営業損失でございますが、3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支においては1億341万円の黒字となります。5の特別利益、6の特別損失を合わせました当年度の純利益は1億324万7,000円の予定額としております。これに前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は、1億2,619万3,000円を予定しているところでございます。

次に、267ページであります。

資産の評価基準及び評価方法など重要な会計方針に係る事項について記載した調書となっておりますので、お目通しをお願いします。

268ページをお願いします。

令和4年度水道事業会計予算内訳書についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の1款水道事業収益であります。

1項1目給水収益は、有収水量給水塔の漏水認定などにより昨年度当初予算より0.5%の減少としております。

2目給水加入金につきましては、新たな給水加入による見込みで、アパート等の口径13ミリを想定しての計上でございます。

3目その他営業収益は、メーター受信機、コードカバーなどの材売収益を、手数料は給水工事の設計審査及び回線の手数料、雑収益は下水道使用料等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上でございます。

次に、2項営業外収益であります。

1目他会計補助金、一般会計補助金につきましては、県からの受水費の政策的基本水量見合い分によるもののほか、簡易水道事業に係る補助金等で前年度より約1,600万円の減となるものでございます。

2目受取利息及び配当金については、預金利息及び配当金の予定額でございます。

269ページ、3目開発負担金につきましては、民間アパート等の建築などからの見込額を計上してございます。

4目長期前受金戻入であります。国庫補助金等減価償却見合い分の計上でありま

す。

5目雑収益は、第三者による給配水管の破損修繕費、その他雑収益は放射能検査料に係る東京電力からの賠償金であります。

次に、支出であります。

主なものとして、1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、窓口対応等のパートタイム会計年度任用職員の報酬及び職員6名分の給料等の計上、備消耗品については事務用品、テレメーター記録紙、参考図書の購入代、印刷製本費については検針票、納入通知書等の印刷代。

270ページになります。

通信運搬費は電話料金及び専用回線料金など、保険料は公用車、建物、建設設備等の基準保険料による計上となっております。委託料につきましては、メーター検針委託、水道料金等コンビニ収納代行業務委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託料、動力費は宮床2号ポンプ場ほか7施設の動力電気料であります。薬品費は原水の凝集及び滅菌剤及び除水への追加滅菌剤の薬品などで、修繕費につきましては給配水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修繕費用等でございます。受水費につきましては宮城県大崎広域水道からの受水料金で、過去5か年の実績平均で前年度当初予算と比べ0.4%の減を予定してございます。賃借料については、工事等設計積算システムの使用料であります。

2目の総係費であります。

報酬及び旅費につきましては、水道事業審議会委員10名分の報酬及び旅費等でございます。委託料は水道事業庁舎の宿日直業務委託、公課費につきましては公用車自動車重量税であります。報償費については採水協力者への謝礼、被服費については職員の作業服代でございます。

271ページ、賃借料については吉田地区の八志田橋管干橋のN T T施設の添架料でございます。修繕費については、水道事業庁舎の自動ドア部品モーターの交換修繕。

3目減価償却費につきましては、建物、排水管等の構築物、機械及び装置その他固定資産の令和4年度償却分でございます。

4目はたな卸資産減耗費、5目はメーター受信機、コードカバー等の購入原価を計上してございます。

2項営業外費用であります。

1目は企業債の利息、2目雑支出は、第三者による給配水管の破損修繕費を計上し

ているものでございます。

272ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入であります。

1 款 1 項 1 目 企業債は、備考記載の事業等実施に伴う借入れで、2 項 1 目 出資金は、旧簡易水道事業における起債元金に対します水道事業会計の一般会計出資金であります。

続きまして、支出でございます。

1 款 1 項 建設改良費 1 目 配水管工事費については、現在、仮設配管で送水しております綱木水管橋の更新工事及び道路改良に合わせました上柴崎の布設替え。調査設計費については、仙台土木事務所における県道仙台三本木線改築計画に伴い、新たに配水管整備を予定していること。現在の綱木水管橋で使用しております仮設管の有効利用を図ることを検討しておりますので、その管網検討の業務を、2 目 鶴巣落合系送配水管強化事業については3 年度に引き続き行うものでございます。

273ページになります。

3 目 松坂配水系管網強化整備事業費についても継続事業で、新設配水管布設工事を行うもので、3 年度と同じく北部工業団地内の県道へ埋設を予定しているものでございます。

4 目 営業設備費の量水器費につきましては、水道メーターの新設予定分の購入費を、自動車費については給水車購入であります。機械器具費につきましては、3 年度に引き続き升沢浄水場へ監視カメラを設置するものであります。

次に、2 項 1 目 企業債償還金については、借入元金の支払予定額をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

日程第 1 2 「予算特別委員会の設置について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第12、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第28号から議案第37号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第37号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時52分 休 憩

午後1時52分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に今野信一議員、副委員長に大須賀 啓議員が選任されました。

暫時休憩いたします。

午後1時53分 休 憩

午後1時58分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

本会議を再開します。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月4日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後1時59分 延 会